

埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）（案）に係る意見について

1 市町村意見

- (1) 実施期間 令和2年8月7日～9月7日
- (2) 意見数 15市町村から28件
- (3) 主な意見
 - 令和8年度までの赤字解消を求めているが、それが困難な場合は市町村の実態を踏まえた設定とするという旨の文言を追加すべき。
 - 保険税水準の統一の進め方について詳しい説明を希望する。
 - 保険税水準の統一について、より早い時期を目標にしてほしい。
 - 特定健診受診率向上の取組について、「診療情報提供事業への参加」を記載するのであれば、事業整備の責任主体を明確にしてほしい。
 - 糖尿病重症化予防推進の取組について、効果検証により有効と判断した取組は事業の標準項目に加えるなどして、県全体の事業効果を高めることが共同事業のメリットであり、分析や事業管理に関してより詳しい記述が必要と考える。

2 県民コメント

- (1) 実施期間 令和2年8月19日～9月18日
- (2) 意見数 24人、7団体から113件
- (3) 主な意見
 - 保険税は所得割中心にすべき。
 - 保険税や一部負担金の減免を拡充すべき。
 - 子供への保険税賦課を避け、県として多子減免の制度を作るべき。
 - 医療費水準や所得水準の格差がある中で、保険税水準の統一を目指すのは困難である。
 - 保険税水準の統一を行うならば、被保険者の負担が増えるのを避け、払える水準の保険税に統一すべき。
 - 赤字解消については、国庫負担が拡充されてから考えるべき。
 - 市町村の法定外繰入れ解消を拙速に決めるのはやめてほしい。
 - 国庫負担を増やすべき。
 - 国保は社会保障である旨を運営方針に明記すべき。
 - コロナ禍の中、次期運営方針の策定を延期すべき。